

資料 1

令和 3 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第62号関係

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

【第1条関係】 壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表 1

【第2条関係】 壱岐市火入れに関する条例新旧対照表 3

【第3条関係】 壱岐市たかのはら憩の森条例新旧対照表 7

議案第63号関係

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例新旧対照表 9

議案第64号関係

壱岐市税条例新旧対照表 10

議案第65号関係

壱岐市国民健康保険条例新旧対照表 15

議案第66号関係

壱岐市堆肥センター条例新旧対照表 16

議案第67号関係

壱岐市農業機械銀行条例新旧対照表 17

議案第69号関係

壱岐市国民宿舎条例新旧対照表 20

壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する職員をいう。）の場合にあつては、市教育委員会とする。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1号（第2条関係） （消防職員以外の職員）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p>	<p>第1条 (略) (サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する職員をいう。）の場合にあつては、市教育委員会とする。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において様式第1号又は様式第2号による宣誓書により宣誓してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1号（第2条関係） （消防職員以外の職員）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p>	

年 月 日

氏 名 印

様式第2号（第2条関係）
（消防職員）

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

年 月 日

氏 名

様式第2号（第2条関係）
（消防職員）

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

壱岐市火入れに関する条例 新旧対照表

現行		改正案	備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)	
様式第1号 (第2条関係)		様式第1号 (第2条関係)	
<p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>壱岐市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく、壱岐市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p>		<p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>壱岐市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく、壱岐市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p>	
火 入 地	所 在 地		
	所 有 者 (管 理 者)		
	地 種 区 分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()	
	所 有 区 分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()	
火 入 地	所 在 地		
	所 有 者 (管 理 者)		
	地 種 区 分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()	
	所 有 区 分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()	

	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火 入 従 事 者	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メー トル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

- (注) 1 保安林の () には、保安林種を記入
2 その他の () には、土地現況を記入
3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、集
落有林、社寺有林等) を記入

様式第2号 (第4条関係)

	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火 入 従 事 者	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メー トル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

- (注) 1 保安林の () には、保安林種を記入
2 その他の () には、土地現況を記入
3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、集
落有林、社寺有林等) を記入

様式第2号 (第4条関係)

火入許可証

年 月 日

許可番号 号

申請者 様

壱岐市長



月 日に申請のあった火入れについては、次のとおり許可する。

火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	

火入許可証

年 月 日

許可番号 号

申請者 様

壱岐市長

月 日に申請のあった火入れについては、次のとおり許可する。

火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	

備	考	
---	---	--

備	考	
---	---	--

壱岐市たかのはら憩の森条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (禁止行為)</p> <p>第4条 (略) (1)～(5) (略)</p> <p>2 前項ただし書の許可を受けようとするものは、規則の定めるところにより、市長にたかのはら憩の森使用(変更)許可申請書(別記様式)を提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条から第8条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記様式(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">たかのはら憩の森使用(変更)許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>壱岐市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> </div>	<p>第1条から第3条まで (略) (禁止行為)</p> <p>第4条 (略) (1)～(5) (略)</p> <p>2 前項ただし書の許可を受けようとするものは、規則の定めるところにより、市長に使用の許可に係る申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条から第8条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	

次のとおりたかのはら憩の森使用(変更)の許可を受けたいので、壱岐市たかのはら憩の森条例第4条の規定により申請します。

使用目的

使用期間 年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

使用人員

使用責任者

復旧方法

その他

* 条件

* 処理

(注)

- 1 必要に応じ書類、図面等を添付してください。
- 2 変更許可申請のときは、従前の許可書を添付してください。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 壱岐空港ターミナルビル株式会社 (2) 株式会社壱岐カントリー倶楽部 (3) 壱岐クリーンエネルギー株式会社 (4) <u>IKI PARK MANAGEMENT株式会社</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 壱岐空港ターミナルビル株式会社 (2) 株式会社壱岐カントリー倶楽部 (3) 壱岐クリーンエネルギー株式会社</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第23条まで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条から第34条の6まで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第23条まで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条から第34条の6まで (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの</p>	

- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法

- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法

人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 (略)

第34条の8から第36条の3の2まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金

人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 (略)

第34条の8から第36条の3の2まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金

の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4から第66条まで (略)

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月16日から同月31日まで

第2期 7月16日から同月31日まで

第3期 10月16日から同月31日まで

第4期 翌年2月16日から同月末日まで

2～4 (略)

第68条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第4条の2まで (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4から第66条まで (略)

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月16日から同月31日まで

第2期 7月16日から同月31日まで

第3期 9月16日から同月30日まで

第4期 11月16日から同月30日まで

2～4 (略)

第68条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第4条の2まで (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

以下 (略)

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

以下 (略)

壱岐市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市堆肥センター条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)		
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)		
区分	金額	区分	金額	
堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>630円</u> ただし、最低利用料金として <u>630円</u> 1トン当たり (持込) 200円 ただし、最低利用料金として200円	堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>740円</u> ただし、最低利用料金として <u>740円</u> 1トン当たり (持込) 200円 ただし、最低利用料金として200円	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	

老岐市農業機械銀行条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
第1条 (略) (使用料) 第2条 機械銀行を利用したものは、使用料を支払うものとする。 2 前項の使用料の額は、 <u>別表に掲げるとおりとする。</u> 3 (略) 第3条及び第4条 (略)		第1条 (略) (使用料) 第2条 機械銀行を利用したものは、使用料を支払うものとする。 2 前項の使用料の額は、 <u>規則で定める。</u> 3 (略) 第3条及び第4条 (略)		
附 則 (略)		附 則 (略)		
別表 (第2条関係)				
機械名	使用料		備考	
	単位	金額		
中型ブルドーザー	1時間	5,840円		
大型トラクター	//	7,790円	ハローによる代かき	
	//	6,280円	作業幅2.2m以上のロータリー	
	//	5,210円	通常耕起、代かき	
	//	4,400円	プラウ、パワーディスク、スタブルカルチ	
	//	3,770円	播種作業	
小型トラクター	//	4,400円	通常耕起、代かき、溝上げ機	
	//	2,510円	播種作業	

中型バック ホー	//	<u>7,730円</u>	
小型バック ホー	//	<u>5,020円</u>	
ミニバック ホー	//	<u>3,770円</u>	
カッティン グロールペ ーラー	1梱包	<u>1,460円</u>	<u>90cm ロールのみ</u>
		<u>1,760円</u>	<u>100cm ロールの み</u>
		<u>2,050円</u>	<u>110cm ロールの み</u>
		<u>2,340円</u>	<u>120cm ロールの み</u>
		<u>2,090円</u>	<u>90cm ラッピング 込み</u>
		<u>2,510円</u>	<u>100cm ラッピン グ込み</u>
		<u>210円</u>	<u>委託者の倉庫への積 み下ろし作業、各単 価へ加算</u>
ラッピング マシーン	//	<u>780円</u>	<u>85cm</u>
		<u>830円</u>	<u>90cm</u>
		<u>940円</u>	<u>100cm</u>
ヘイベーラ ー	//	<u>120円</u>	
モアコンデ イショナー	1時間	<u>5,530円</u>	

ディスクモ ア	〃	4,400円	
ロータリテ ッダ	〃	4,710円	反転、集草作業
ブロードキ ャスタ	〃	4,710円	肥料散布
弾丸暗渠	〃	4,400円	排水整備作業
中型ホイ ロード	〃	4,710円	
小型ホイ ロード	〃	3,890円	
乗用管理機	〃	5,210円	
4トンダン プ	〃	4,710円	
2トンダン プ	〃	3,890円	
回送車	片道1 回	11,000 円	

小学生児	3,400	900	2,200	3,100	6,500
幼児	無料	実費			

- ② 祝祭日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）の前日
- ③ 夏期（7月19日から8月16日）

以下（略）

小学生児	3,500	900	2,200	3,100	6,600
幼児（3歳以上）	施設使用料として2,000	実費			
幼児（3歳未満）	無料	実費			

- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日
- ③ 夏期（7月19日から8月16日まで）

以下（略）

令和3年度11月30日専決補正予算概要

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 11月30日専決補正予算の概要 | 2 |



吉 岐 市

令和3年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	11月30日専決補正予算額	補正後予算額	
一般会計		23,394,385	231,366	23,625,751	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,773,181	3,773,181	
		診療施設勘定	49,536	49,536	
		計	3,822,717	3,822,717	
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,714,588		3,714,588
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,753,705		3,753,705
	下水道事業特別会計		337,046		337,046
	三島航路事業特別会計		113,829		113,829
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
合計		8,501,310		8,501,310	
一般会計、特別会計の合計		31,895,695	231,366	32,127,061	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	11月30日専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的収入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度11月30日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ	
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	子育て世帯等臨時特別 支援事業	0	231,366	231,366	231,366					0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子供たちを力強く支援しその未来を拓く観点から、臨時特別の給付金を支給することにより子育て世帯に対する適切な配慮を行うとともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する。</p> <p>●事業内容 0歳から高校3年生までの子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給する。尚、中学生以下の子供については児童手当の仕組みを活用する「プッシュ型」による支給で年内に支給開始とする。 ・事業費 227,000千円 (4,540人×50千円) ・事務費 4,366千円</p>	こども家庭課 P10~11

令和3年度12月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正予算の主要事業	2~8
3. 繰越明許費	9
4. 基金の状況（見込み）	10



吉 岐 市

令和3年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		23,625,751	△ 4,005	23,621,746	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,773,181	20,588	3,793,769
		診療施設勘定	49,536	473	50,009
		計	3,822,717	21,061	3,843,778
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,714,588	5,000	3,719,588
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,753,705	5,000	3,758,705
	下水道事業特別会計		337,046	2,601	339,647
	三島航路事業特別会計		113,829	1,783	115,612
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
合計		8,501,310	30,445	8,531,755	
一般会計、特別会計の合計		32,127,061	26,440	32,153,501	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内 訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的収入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ウルトラマラソン運営事業	14,876	▲ 13,600	1,276	0	0	0	▲ 13,600	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額 ●事業内容 ・神々の島 吾岐ウルトラマラソン2021（第5回大会）	観光課 P18～19	
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	障害者福祉総務費	13,787	▲ 573	13,214	0	0	0	0	▲ 573	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額 ●事業内容 ・第21回長崎県障害者スポーツ大会	市民福祉課 P20～21	
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	老人福祉事業費	71,311	▲ 1,080	70,231	0	0	0	0	▲ 1,080	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額 ●事業内容 ・第18回長崎県ねんりんピック	市民福祉課 P20～21	
3 民生費 1 社会福祉費 6 老人福祉施設費	事務費	14,639	185	14,824	0	185	0	0	0	●事業の背景・目的等 吾岐市立老人ホーム入所者の安全安心な生活を維持するため、新規入所者・病院からの退院者の新型コロナウイルス検査を行い、施設内へのウイルス侵入を徹底して防止する。 ●事業内容 長崎県高齢者入所施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業延長をうけ、引き続き施設の感染防止に努めるため、新規入所者及び病院退院者にかかる検査費用を増額する。 ○新規入所者ウイルス検査 5人 ○病院退院者ウイルス検査 5人	老人ホーム P20～21	

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ			
					特定財源				国費				県費	地方債	その他
					子ども子育て 支援交付金 他	放課後児童健 全育成事業費 補助金									
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	放課後児童クラブ等育 成支援事業	56,479	10,203	66,682	1,667	833	0	0	0	7,703	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>①放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして、業務のICT化を推進するとともにオンライン研修に必要な経費を支援する。</p> <p>②令和2年度の事業実績による国庫支出金等を返還する。</p> <p>●事業内容</p> <p>①放課後児童クラブの業務ICT化に必要なPC等の導入費用等を補助する。 ○500千円×5クラブ=2,500千円</p> <p>②国庫支出金等の精算返納金 7,703千円 ○子ども・子育て支援交付金 ○放課後児童健全育成事業費補助金</p>	こども家庭課 P20~21			
	地域子育て支援拠点事 業	20,518	509	21,027	334	166	0	0	0	9	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>①地域子育て支援拠点施設における新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして、業務のICT化を推進するとともにオンライン研修に必要な経費を支援する。</p> <p>②令和2年度の事業実績による国庫支出金等を返還する。</p> <p>●事業内容</p> <p>①地域子育て支援拠点施設の業務ICT化に必要なPC等の導入費用等を補助する。 ○500千円×1施設=500千円</p> <p>②国庫支出金等の精算返納金 9千円 ○子ども子育て支援交付金 ○地域子ども子育て支援事業費補助金</p>	こども家庭課 P20~21			
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育環境改善事業	1,900	3,900	5,800	3,650	250	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>新型コロナウイルスが感染拡大した場合にも閉園等の影響を受けないように公立保育施設の感染症対策の充実を図る。</p> <p>●事業内容</p> <p>公立保育施設10ヶ所に職員が使用するマスク・消毒液等の物品購入支援(1,500千円)、及び施設で使用する感染防止のための備品購入支援(2,400千円)。</p>	こども家庭課 P22~23			
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	保健衛生総務費	35,691	2,770	38,461	2,761	0	0	0	0	9	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>個人がマイナポータルを通じて健(検)診情報を閲覧できるように必要なシステム改修を行うことで、健(検)診結果の利活用を促すと同時に疾病予防対策へとつなげる。</p> <p>●事業内容</p> <p>健(検)診結果の番号連携対応のために必要な健康管理システムの改修を行う。 ○健康管理システム改修 一式</p>	健康増進課 P22~23			

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ			
					特定財源				国費				県費	地方債	その他
					国費	県費	地方債	その他							
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	農業経営安定化支援事業	1,564	634	2,198	0	0	0	0	0	634	●事業の背景・目的等 農業者の新規事業の取り組みに対して必要な経費を助成することで、産地生産基盤の向上に努め農業の振興を図る。 ●事業内容 新規事業取り組みにかかる経費（アスパラハウス部材費一式）を助成する。 ○産地生産基盤パワーアップ事業 補助率10% （アスパラ産地パワーアップ第4組合）	農林課 P24～25			
	経営所得安定対策費	11,902	2,255	14,157	0	2,921	0	0	0	▲ 666	●事業の背景・目的等 経営所得安定対策等推進事業費補助金を活用し、宮岐地域農業再生協議会による経営所得安定対策の運営・推進、戦略作物・地域振興作物等の生産振興を図る。 ●事業内容 国の共通申請サービスへのデータ移行にかかる経費等の関連経費を助成。 ○経営安定対策等推進事業費補助金 補助率100% （宮岐地域農業再生協議会）	農林課 P24～25			
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	農村整備費	97,035	2,260	99,295	0	0	0	0	0	2,260	●事業の背景・目的等 土地改良施設は、造成後、数十年を経過する施設も多く、経年劣化や突発的要因に伴う破損等は通常の維持管理を越えるものや緊急的な補修が必要な案件が散見されるため、補修等の必要経費を助成することで持続可能な農業基盤を維持していく。 ●事業内容 畑総土地改良区である郷ノ浦東部土地改良区及び芦辺土地改良区に対し、その施設・配管路等の補修費用等にかかる経費を助成する。 ○宮岐市土地改良区等運営費補助金（市単独） （郷ノ浦東部土地改良区） （芦辺土地改良区）	農林課 P24～25			
	中山間地域等直接支払交付金事業	186,454	582	187,036	0	435	0	0	0	147	●事業の背景・目的等 生産条件不利の補正や耕作放棄の発生防止、中山間地域が有する多面的機能の維持・保全を図る。 ●事業内容 本事業への取組面積の拡大に伴う交付金の増額 ○取組面積：急傾斜603ha 緩傾斜707ha 平地120ha 合計1,430ha	農林課 P24～25			

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ			
					特定財源				国費				県費	地方債	その他
					国費	県費	地方債	その他							
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	水産業総務費	325	1,085	1,410	0	0	0	0	0	1,085	<p>●事業の背景・目的等 宮崎市水産物簡易加工処理施設及び宮崎市地域産物展示販売施設（現：いき湯がっば海の駅）において地盤沈下が発生しており、施設から海への排水機能が低下しているため、今回修繕工事を行い正常な排水機能回復を図るとともに、建設当時から設置していた施設内の老朽化した廃棄物等の処理を行う。</p> <p>●事業内容 ○維持補修工事 一式 ○既存の廃棄物の回収処分費用 一式</p>	水産課 P24～25			
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	28,330	3,415	31,745	0	0	0	0	0	3,415	<p>●事業の背景・目的等 市営漁港施設において、令和3年9月に発生した台風14号の風浪の影響で航路灯が故障しているほか、施設の経年による腐食や損傷等も生じているため補修を実施し、船舶の安全な航行及び施設利用者が安心・安全に利用できる環境を整備する。</p> <p>●事業内容 ○航路灯修繕（湯ノ本漁港・母ヶ浦漁港・箱崎前浦漁港） ○係船柱補修（久喜漁港） ○防波堤補修（久喜漁港）</p>	水産課 P24～25			
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	商工振興費	66,189	▲ 1,690	64,499	0	0	0	2,060	▲ 3,750	<p>●事業の背景・目的等 【ふるさと就職支援事業】 事業主が若者等を雇い入れた場合の人材育成費用の助成及び就職者に対して奨励金を交付し、市内企業への就職の促進及び若者等の地元就職及び定着を促進する。 【商工業振興イベント事業、商工祭事業】 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額。</p> <p>●事業内容 【ふるさと就職支援事業】 対象事業主及び対象者の増加による増額（2,060千円） ○事業主への補助金 240千円/件 ○就職者への奨励金（新卒者）100千円/件 ○ " "（UIターン者）70千円/件 【商工業振興イベント事業、商工祭事業】 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額（▲3,750千円） ○一支部幼児相撲大会 ○虹いろ商工祭</p>	商工振興課 P24～25				

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	物産振興費	7,990	▲ 2,224	5,766	0	0	0	▲ 360 イベント参加費	▲ 1,864	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額。 ●事業内容 ○沓岐焼酎知名度アップ事業 ○諏訪市物産展事業 ○朝来市交流促進事業	商工振興課 P26～27
6 商工費 1 商工費 4 観光費	観光振興費	18,883	▲ 385	18,498	0	0	0	0	▲ 385	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額。 ●事業内容 ○勝本港祭 ○清石浜夏夢祭 ○湯本温泉祭	観光課 P26～27
	観光連盟運営費	49,745	▲ 7,325	42,420	0	0	0	▲ 3,000 長崎県市町村振興事業補助金	▲ 4,325	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大防止等による事業中止等に伴い補助金を減額。 ●事業内容 ○沓岐サイクルフェスティバル ○沓岐の島新春マラソン	観光課 P26～27
	共通地域通貨発行事業	126,016	▲ 27,262	98,754	0	0	0	▲ 27,262 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	●事業の背景・目的等 長崎県の離島で共通して使える、プレミアム付き商品券「しまとく通貨」を発行し、しまのPR及び誘客・消費促進を図り、産業振興や交流人口の拡大に寄与する。 ●事業内容 しま共通地域通貨発行業務における令和2年度実績に伴う精算額を令和3年度委託料から減額。	観光課 P26～27

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	観光施設管理費	85,208	▲ 7,626	77,582	0	0	0	0	▲ 7,626	●事業の背景・目的等 観光施設（自然公園・公衆トイレ・海水浴場）の環境美化及び安心安全な施設管理を実施し、島内のイメージアップ並びに観光交流人口の拡大による地域経済の活性化を図る。 ●事業内容 入札等の事業実績による事業費の減額 ○自然公園等業務委託 34箇所 ○公衆トイレ清掃業務 45箇所 ○海水浴場監視委託 7箇所 ○赤瀬鼻公衆便所解体・撤去	観光課 P26～27
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	71,144	▲ 16,144	55,000	▲ 17,046	0	2,700	0	▲ 1,798	●事業の背景・目的等 施設の老朽化への対応及びバリアフリー化や多言語化など利用者のニーズに応じるため、観光庁の「公共交通利用環境の革新等事業」を活用し、ポーディングブリッジの長寿命化や施設整備を実施する。 ●事業内容 郷ノ浦港ターミナルビル改修事業（国の減額内示に応じた事業費の減額） ○調査設計業務 一式 ○改修工事 一式	水産課 P28～29
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	50,795	▲ 37,600	13,195	▲ 14,840	0	▲ 13,900	0	▲ 8,860	●事業の背景・目的等 老朽化した多くの公営住宅等（ストック）を有効に活用するため、長寿命化に資する改善事業等を計画的に実施する。 ●事業内容 ウッドショック等（住宅事情）に伴う新築工事の取り止め、及びこれに伴う既存団地の改修工事。 ○新大久保団地新築工事（取り止め） 一式 ○大久保団地改修工事（既存の改修工事） 一式	建設課 P28～29
9 教育費 5 社会教育費 2 青少年育成費	青少年育成費	8,750	446	9,196	0	0	0	400	46	●事業の背景・目的等 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年等の健全育成を推進するとともに青少年育成団体の活動強化、社会教育関係団体との連携を図る。 ●事業内容 小中学生によるスポーツ・文化活動において香南市を代表して出場する者に対する旅費の助成、また、特に優れた者（選抜等）に対し、強化練習等の旅費の一部を助成する。昨今の子どもの活躍による事業対象者の増加に伴う補助金の増額。 ○子供夢プラン応援補助金の増	社会教育課 P30～31
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	松永記念館管理費	6,657	418	7,075	0	0	0	0	418	●事業の背景・目的等 松永安左衛門が遺した功績を確実に伝え学び、また関連する貴重な歴史や文化遺産を確実に残すとともに、島内外に向けての情報発信を通じて「輪」を広げ、幅広い交流を構築する。 ●事業内容 台風14号により損傷した施設の修繕 土蔵外壁修繕 一式	社会教育課 P30～31

令和3年度12月補正予算の主要事業

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 総務費 2 徴収費 1 賦課徴収費	賦課徴収費	1,114	460	1,574	0	0	0	460	0	●事業の背景・目的等 収納対策事業として国民健康保険税口座振替促進キャンペーンを実施し収納率の向上を図る。 ●事業内容 国民健康保険税口座振替促進キャンペーンで使用するリーフレット等を作成。	保険課 P10~11

■ 介護保険事業特別会計

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 介護給付費 3 高額介護サービス費 1 高額介護サービス費	高額介護サービス費	84,200	5,000	89,200	1,513	625	0	2,862	0	●事業の背景・目的等 介護サービスに対する利用者負担額が高額になった場合の経済的負担の軽減を図る。 ●事業内容 介護給付費実績による高額介護サービス費増加分を計上し、利用者の負担軽減を図る。	保険課 P10~11

■ 下水道事業特別会計

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 下水道事業費 2 施設整備費 1 施設整備費	施設整備費（単独）	1,784	1,738	3,522	0	0	0	1,738	0	●事業の背景・目的等 施設整備により水質の保全と公衆衛生の向上など生活環境改善を図る。 ●事業内容 北部処理区域内における排水設備等の新設に伴い公共下水道の管渠工事を実施する。 ○山ノ神地区汚水管渠整備工事一式	上下水道課 P10~11
2 漁業集落排水整備事業費 1 管理費 2 施設管理費	施設管理費（瀬戸・芦辺地区）	26,855	863	27,718	0	0	0	863	0	●事業の背景・目的等 施設整備により健全な水環境に資するとともに公衆衛生の向上など生活環境改善を図る。 ●事業内容 マンホールポンプ場の排水管腐食により施設機能に支障を来しているため修繕する。 ○昭和町西マンホールポンプ場 排水管修繕一式	上下水道課 P10~11

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	121,000	R4.12.30	1 級市道紺屋町線 工事の施工に際し長期間の全面通行止めが必要となるなど市民生活への影響が大きく、 工法の見直しが必要となり年度内竣工が困難なため。
		道路改良費（起債）	50,000	R4.9.30	1 級市道住吉船橋線 県営事業である圃場整備と併せて実施している事業であり、地元からの稲作収穫後の着 工要望等により年度内竣工が困難なため。
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	12,000	R4.5.31	コロナ禍の影響により一部資材の入手が困難となったことから、資材の変更による設計 変更等により年度内竣工が困難なため。
10 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	30,000	R4.7.30	1 級市道大石神田線 災害被害が大きく、設計に際して地質調査等を含めた詳細な検討が必要となったことか ら年度内竣工が困難なため。
合 計			213,000		

基 金 の 状 況 (見込み)

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度		令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	1,053,960	250,262	0	1,304,222	250	0	1,304,472
減債基金	765,406	135	0	765,541	25	0	765,566
地域振興基金	131,738	25	105,900	25,863	10	0	25,873
地域福祉基金	689,270	0	2,300	686,970	0	130,500	556,470
老人ホーム事業施設整備基金	177,017	17	10,200	166,834	10	0	166,844
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	129,142	18	3,920	125,240	5	26,000	99,245
沿岸漁業振興基金	51,148	17,989	17,985	51,152	17,990	17,985	51,157
教育振興基金	7,004	1,000	0	8,004	1	1,000	7,005
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,742	1	4,500	6,243	1	0	6,244
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	192,200	2,173,400	0	842,100	1,331,300
ふるさと応援基金	512,002	308,758	276,382	544,378	500,150	421,360	623,168
過疎地域持続的発展特別事業基金	507,947	259,994	195,580	572,361	242,100	225,138	589,323
本庁舎建設基金	200,016	50,020	0	250,036	25	0	250,061
学校施設整備基金	250,043	50,052	0	300,095	70	0	300,165
彦岐市森林環境譲与税基金	3,064	6,514	0	9,578	6,515	3,000	13,093
小 計	6,083,313	694,388	808,967	5,968,734	766,877	1,667,083	5,068,528
計	7,902,679	944,785	808,967	8,038,497	767,152	1,667,083	7,138,566
特別会計分							
国民健康保険財政調整基金	175,705	12	45,000	130,717	5	68,979	61,743
介護給付費準備基金	61,112	5	0	61,117	5	3,182	57,940
農業機械銀行特別会計減価償却基金	22,347	0	9,301	13,046	1	1,000	12,047
計	259,164	17	54,301	204,880	11	73,161	131,730
合 計	8,161,843	944,802	863,268	8,243,377	767,163	1,740,244	7,270,296

○定額運用基金

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度		令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	47,566	5,000	0	52,566	5,000	0	57,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	69,566	5,000	0	74,566	5,000	0	79,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,231,409	949,802	863,268	8,317,943	772,163	1,740,244	7,349,862
-----------------	-----------	---------	---------	-----------	---------	-----------	-----------

令和 3 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議案第 6 7 号関係資料

NO	名 称	頁
1	壱岐市農業機械銀行使用料に関する規則（案）	1
2	料金改定比較表	3

壱岐市農業機械銀行使用料に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、壱岐市農業機械銀行条例（平成16年壱岐市条例第160号）第2条の規定により、壱岐市農業機械銀行（以下「機械銀行」という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第2条 機械銀行の使用料は、別表に定めるとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 この規則による改正後の壱岐市農業機械銀行使用料に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

作業機等	使用料		備考
	単位	金額	
大型ロータリー	1時間	7,200円	通常耕起
小型ロータリー	〃	6,000円	〃
田ほどき・代かき	〃	7,200円	大型
田ほどき・代かき	〃	6,000円	小型
ハロー代かき	〃	8,640円	
プラウ	〃	6,000円	
パワーディスク	〃	6,000円	
サブソイラー	〃	6,000円	弾丸暗渠
モアコンディショナー	〃	7,200円	
反転・集草	〃	6,000円	
ヘイベーラー	1梱包	120円	
90cm ロール・ラップ	〃	2,090円	
100cm ロール・ラップ	〃	2,510円	
90cm ロール	〃	1,460円	
100cm ロール	〃	1,760円	
ロール積み下ろし	〃	240円	
90cm ラッピング	〃	960円	
100cm ラッピング	〃	1,080円	
ブロードキャスター	1時間	6,000円	
中型バックホー	〃	8,520円	
小型バックホー	〃	6,000円	
ミニバックホー	〃	5,400円	
中型ブルドーザー	〃	6,480円	
中型ホイールローダー	〃	6,000円	
小型ホイールローダー	〃	5,400円	
4t ダンプ	〃	6,000円	
2t ダンプ	〃	5,400円	
回送車	片道1回	12,000円	
ディスクモア	1時間	6,000円	
ブーム・乗用管理機	〃	6,000円	
溝上げ機	〃	6,000円	
スタブルカルチ	〃	6,000円	

料金改定比較表

No.	機種名	単位	現料金	新料金	現料金との差額	増加率
1	大型ロータリー	1時間	6,280	7,200	920	15%
	中型ロータリー	1時間	5,210	廃止		
2	小型ロータリー	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
3	田ほどき・代かき(大型)	1時間	6,280	7,200	920	15%
	田ほどき・代かき(中型)	1時間	5,210	廃止		
4	田ほどき・代かき(小型)	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
5	ハロー代かき	1時間	7,790	8,640	850	11%
6	プラウ	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
7	パワーディスク	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
	大型トラクター:播種作業	1時間	3,770	廃止		
	小型トラクター:播種作業	1時間	2,510	廃止		
8	サブソイラー	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
9	モアコンディショナー	1時間	5,530	7,200	1,670	30%
10	ヘーメーカー 反転・集草	1時間	4,710	6,000	1,290	27%
11	ハイベラー	1梱包	120	120	0	0%
12	90cmロール・ラップ	1梱包	2,090	2,090	0	0%
13	100cmロール・ラップ	1梱包	2,510	2,510	0	0%
14	90cmロール	1梱包	1,460	1,460	0	0%
15	100cmロール	1梱包	1,760	1,760	0	0%
	110cmロール	1梱包	2,050	廃止		
	120cmロール	1梱包	2,340	廃止		
16	ロール積み下ろし	1梱包	210	240	30	14%
	85cmラッピング	1梱包	780	廃止		
17	90cmラッピング	1梱包	830	960	130	16%
18	100cmラッピング	1梱包	940	1,080	140	15%
19	ブロードキャスター	1時間	4,710	6,000	1,290	27%
20	中型バックホー	1時間	7,730	8,520	790	10%
21	小型バックホー	1時間	5,020	6,000	980	20%
22	ミニバックホー	1時間	3,770	5,400	1,630	43%
23	中型ブルドーザー	1時間	5,840	6,480	640	11%
24	中型ホイールローダー	1時間	4,710	6,000	1,290	27%
25	小型ホイールローダー	1時間	3,890	5,400	1,510	39%
26	4tダンプ	1時間	4,710	6,000	1,290	27%
27	2tダンプ	1時間	3,890	5,400	1,510	39%
28	回送車	片道1回	11,000	12,000	1,000	9%
29	ディスクモア	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
30	ブーム・乗用管理機	1時間	5,210	6,000	790	15%
31	溝上げ機	1時間	4,400	6,000	1,600	36%
32	スタブルカルチ	1時間	4,400	6,000	1,600	36%